

議案第五十二号

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区
条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」
を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第二十一号）の施行による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件となる研修の受講機会を拡充するため、本案を提出いたします。